

始良市公告第 2 1 号

あいら清掃センター等次期包括的民間委託事業を行うに当たり、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 5 日

始良市長 湯元 敏浩

1 業務の概要

- (1) 業務名 あいら清掃センター等次期包括的民間委託事業
- (2) 本件施設の名称及び所在地
 - ①あいら清掃センター及びあいら最終処分場
・鹿児島県始良市加治木町西別府 5438 番地 1
 - ②西別府一般廃棄物最終処分場
・鹿児島県始良市加治木町西別府 5402 番地 2
- (3) 運営期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 21 年 3 月 31 日まで【15 年間で予定】
(引継ぎ期間 令和 6 年 1 月 15 日～令和 6 年 3 月 31 日 (予定))
- (4) 概 要
始良市が計画しているあいら清掃センター等の次期包括的民間委託に当たり、民間の創意工夫による適正処理と良質な運営管理及び経費の効率化を図ることを目的に、本事業を実施する事業者を「公募型プロポーザル」により選定するものである。
- (5) 業務内容
別に定める「あいら清掃センター等次期包括的民間委託事業プロポーザル実施要領」及び「あいら清掃センター等次期包括的民間委託事業用水準書」等のとおり
- (6) 上限金額（見積限度額）
9,493,484,000 円（15 年間）
(消費税及び地方消費税は含まない。)
- (7) 委託料の支払方法等
委託料の支払方法等、本事業の詳細については、別に定める「あいら清掃センター等次期包括的民間委託事業業務委託契約書(案)」に示すとおりとする。

2 参加資格

応募者は、単体企業又は複数の企業によって構成される共同企業体とし、次の参加資格要件を満たす者であること。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ②令和 4・5 年度入札参加資格審査申請書を本市に提出している者であること。
- ③本事業の公告日から事業者の選定が終了するまでの期間において、始良市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要領（平成 22 年始良市訓令第 56 号）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ④始良市暴力団排除条例（平成 24 年始良市条例第 33 号）及び始良市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 27 年始良市告示第 570 号）に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- ⑤会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者
- ⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 5 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者
- ⑦民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者
- ⑧破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされていない者
- ⑨本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のない者
 - ・運営委託アドバイザー業務事業者：株式会社東和テクノロジー
- ⑩地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する地方公共団体を構成員とする一部事務組合及び広域連合を含む）が発注したバーナー式灰溶融炉を併設している全連続燃焼式焼却施設及び最終処分場を対象とした運転・維持管理等事業の受託実績を元請として有していること。
なお、受託実績は同一施設で平成 25 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間で、連続して 2 年以上を有すること。
- ⑪地方公共団体（地方自治法に規定する地方公共団体を構成員とする一部事務組合及び広域連合を含む）が発注した焼却施設の基幹的設備改良工事の受託実績を元請として有していること。
- ⑫本件施設の運転・維持管理に当たり、責務を達成するために必要な資格者を配置できる者であること。

3 事業者選定スケジュール（予定）

内容	日程
① プロポーザル実施公告及びプロポーザル実施要領等の公表	令和5年6月5日
② プロポーザル実施要領等に関する質疑の受付期限	令和5年6月12日
③ 質疑（上記②）への回答	令和5年6月19日
④ プロポーザル参加資格審査申請書類受付期限	令和5年6月26日
⑤ プロポーザル参加資格審査結果の通知	令和5年6月30日
⑥ 現場確認申込受付期限	令和5年7月7日
⑦ 現場確認期間	令和5年7月11日～14日
⑧ 要求水準書及び現場確認等に関する質疑の受付期限	令和5年7月18日
⑨ 上記⑧への回答	令和5年7月31日
⑩ 技術提案書類の受付期限	令和5年9月4日
⑪ プレゼンテーション・ヒアリングの開催	令和5年9月29日
⑫ プロポーザル結果の通知	令和5年10月4日
⑬ 事業契約（予定）	令和5年12月下旬

※現段階におけるスケジュール（予定）であり、⑥以降のスケジュールについては変更する可能性がある。

4 応募手続等

別に定める「あいら清掃センター等次期包括的民間委託事業プロポーザル実施要領」のとおりとする。

5 審査方法及び選定

本プロポーザルの審査は「（仮称）あいら清掃センター等次期包括的民間委託事業者選定委員会」において行い、優先交渉権者及び次点の優先交渉権者を選定する。

6 契約手続等

審査の結果、優先交渉権者となった提案者と契約締結に向けた交渉を行うこととする。

なお、辞退及びその他の理由により契約ができない場合は、次点の優先交渉権者と計画交渉を行う。

7 その他

- (1) 提出された提案書類は返却せず、市の業務目的以外には使用しない。また、開示請求があった場合は、不開示情報を除き、原則開示とする。
- (2) 提出期限以降の提案書の差替え又は再提出は認めない。また、提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の申告又は記載をしたことが判明した場合には、既に受託者に選定され契約を締結した後であっても、契約を解除することができる。
- (4) 本業務の再委託は認めない。
- (5) 優先交渉権者となった者の提案書等の著作権は、始良市に帰属し、その他の提案者の提案書等の著作権は、提案者にそれぞれ帰属するものとする。